## ※以下の事例に該当する内訳書は、無効とし、入札も無効となるので十分注意してください。

	内 容	例 示
1	住所、商号又は名称に不備があ り、入札書と同一性が判別でき ない場合	○内訳書の住所、商号が入札書の住所、商号と著しく異なる場合 ※軽微な誤字、脱字がある場合は除く ※他社の商号などがある場合は談合の疑義ありとして取り扱う
2	案件名に不備があり、入札書と 同一性が判別できない場合	○内訳書の案件名が入札書の案件名と著しく異なる場合 ※誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く
3	内訳書の工事(業務)価格が入札 金額と端数処理の範囲を超えて 大幅に異なる場合	○内訳書の工事(業務)価格が端数処理の範囲(千円以下の端数 切りの範囲)を超えて入札金額と著しく異なる場合
4	記載すべき内訳項目が過不足し ている場合	<ul><li>○単抜き設計書の項目と不一致の場合</li><li>○項目を省略し、一式表示している場合</li><li>※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。</li></ul>
5	指定する内訳書と異なる場合	○入札公告等で指定する内訳書が示す記載事項の記載がない場合
6	内訳書の各内訳金額に誤り等が あり、内訳書の合計金額と一致 しない場合	○内訳書の中に計算間違いがある場合 ※合計の不一致が端数処理程度の場合を除く
7	内訳書の重要な項目(商号又は 名称、案件名、内訳項目及び金 額等)の全部又は一部の記載が なく、入札書と同一性が判別で きない場合	<ul><li>○商号又は名称の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li><li>○案件名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li><li>○内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合</li></ul>
8	内訳書とは無関係な書類である 場合	○提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
9	他の案件の内訳書である場合	○提出された内訳書が別案件の場合
10	白紙である場合	○提出された書類が白紙の場合
11	内訳書の全部又は一部が提出さ れていない場合	<ul><li>○内訳書が全く提出されていない場合</li><li>○内訳書の一部分が欠落している場合</li><li>○内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合</li></ul>
12	内訳書が特定できない場合	○複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
13	内訳書が電子データの場合で破 損等により内容が確認できない 場合	<ul><li>○内訳書のファイルが破損等により内容が確認できない場合 (上記の場合で入札者の責に帰さない場合で内訳書の再提出を 求めたが提出のない場合を含む)</li></ul>